第16章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第16章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第１節　洪水、内水対応

１　洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び福島県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

①阿武隈川、笹原川洪水浸水想定区域図
（令和２年３月公表：国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所）
②逢瀬川洪水浸水想定区域図
（平成30年７月公表：福島県）
③藤田川洪水浸水想定区域図
（令和３年10月公表：福島県）
④笹原川洪水浸水想定区域図
（令和３年10月公表：福島県）
⑤五百川洪水浸水想定区域図
（令和３年11月公表：福島県）
⑥谷田川洪水浸水想定区域図
（令和３年11月公表：福島県）
⑦桜川洪水浸水想定区域図
（令和４年９月公表：福島県）
⑧天神川洪水浸水想定区域図
（令和５年７月公表：福島県）
⑨八島川洪水浸水想定区域図
（令和５年８月公表：福島県）
⑩南川・南川放水路洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
⑪黒石川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
⑫白岩川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
⑬仲川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
⑭七瀬川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
⑮石筵川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
⑯日沢川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
⑰後庵川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
⑱馬場川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）

⑲鶴巻川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
⑳西ノ川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
㉑多田野川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
㉒舟津川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
㉓中地川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
㉔中川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
㉕小谷川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
㉖菅川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
㉗常夏川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
㉘大久保川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）
㉙大滝根川洪水浸水想定区域図
（令和８年３月公表：福島県）

２　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

郡山市防災会議は、洪水予報、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に揚げる事項について定めるものとする。

（１）　洪水予報、水位到達情報の伝達方法

（２）　避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

（３）　災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項

（４）　浸水想定区域内に次に揚げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イまたはロに掲げるもの除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

（５）　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

本市の地域防災計画で定められている地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等は、資料編のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

3　洪水・内水ハザードマップ

本市では、洪水・内水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水・内水ハザードマップを作成し、印刷物を浸水想定区域内の各世帯に配布している。

また、洪水・内水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水・内水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

4　要配慮者利用施設の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

（1）　対象となる施設

洪水等の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、郡山市地域防災計画（資料編）にその名称及び所在地を定めた施設とする。また、具体的にいかなる施設を定めるかは、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて個別具体的に判断していく。なお、当該区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜・適切に見直す。

（2）　施設所有者又は管理者の事務

イ　避難確保計画の作成

対象施設の所有者又は管理者には、水防法及び土砂災害防止法の定めるところにより、要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項や、洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画の作成と、市への計画作成報告が義務づけられている。

この計画の作成に当たっては、施設の種別や利用状況及び立地条件等の実態に即した内容とし、既に消防計画や各種災害計画を策定している場合は、その計画に洪水時等の避難確保計画の項目を追加することでも足りる。

ロ　避難確保計画に基づく避難訓練の実施

避難確保計画を作成した対象施設の所有者又は管理者には、水防法及び土砂災害防止法の定めるところにより、当該計画に基づいた避難訓練の実施が義務づけられている。

避難訓練の具体的な内容は、各避難確保計画によることになるが、洪水予報等の情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うとともに、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするため、対象施設の職員による机上訓練のみならず、施設の状況も踏まえ、できる限り利用者も参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

ハ　自衛水防組織の設置及び設置した場合の市への報告

対象施設の所有者又は管理者は、水防法の定めるところにより、自衛水防組織の設置に努めるものとされている。当該組織を設置したときは、統括管理者を置くとともに、編成及び構成員等に関して、市への報告が義務づけられている。

（3）　市の事務

イ　避難確保計画の作成促進

市長は、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに地域防災計画に位置づける際などに水害又は土砂災害の危険性等を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことに努める。

また、市の関係部局が連携して、避難確保計画の作成支援を行うとともに、その作成状況の確認に努める。

ロ　避難確保計画の作成指示等

市長は、水防法及び土砂災害防止法の定めるところにより、対象施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、必要であると認めるときは、期限を定

めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる。

また、正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合には、その旨を公表することができる。

（４） 避難確保計画の構成

イ　防災体制、情報の収集・伝達

洪水予防又は土砂災害等に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制、警戒レベル３高齢者等避難の発令で要配慮者の避難誘導を行う体制等

ロ　避難誘導

避難の実効性が確保された避難先の設定、リスク情報を踏まえた避難誘導等

ハ　施設整備

施設内での滞在に必要な物資の確保等

ニ　教育・訓練

適切な時期に必要な教育・訓練の実施等

ホ　自衛水防組織

自衛水防組織が設置されている場合、その統括管理者及び業務内容等